

(4) 風水害時・地震時における登下校

(保護者配布プリント)

風水害時・地震時における登下校について

このことについて 次のように致しますので、お知らせします。

1. 警報等が出された時

☆ **和歌山市** または **和歌山県全域** に、**暴風警報**、または **大雨警報** が出ている時は、**臨時休業**とします。

※ 和歌山県北部・和歌山県紀北に暴風警報・大雨警報が出された時、和歌山市が含まれているかどうか確認をお願いします。

☆ **震度 5 弱以上の地震** が発生し、危険が予想される場合も **臨時休業** とします。

2. 暴風警報・大雨警報が解除になった時

・午前 10 時までのときは……………登校させる。

(尚、午前 6 時以降に警報が解除された場合は給食用の米飯、パン、牛乳が製造中止となり、給食はありません。授業は午前中となります。)

・午前 10 時以降の時は……………登校させない。(臨時休業)

・学習中に警報が出て下校する場合があります。その時はご家庭に連絡を取らせていただく場合もありますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

3. その他

・暴風警報・大雨警報が解除になって登校する時は十分に注意するようにご指導ください。

・電話での学校への問い合わせはご遠慮下さい。緊急連絡の妨げとなります。